

2020年8月28日

各位

会 社 名 株式会社アドバネクス 代表者名 代表取締役社長 柴野 恒雄 (コード番号 5998 東証第1部) 問合せ先 代表取締役常務最高財務責任者 大野 俊也 (TEL. 03-3822-5865)

訴訟の判決 (勝訴) に関するお知らせ

当社は、当社株主である加藤雄一氏、加藤蓉子氏および加藤雄一ホールディングス株式会社 (以下「加藤氏ら」といいます)から提起された訴訟について、2020年8月27日に東京地方 裁判所から判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせします。

記

- 判決のあった裁判所および年月日 東京地方裁判所 2020年8月27日
- 2. 訴訟を提起した者 加藤雄一(元取締役、株主)、加藤蓉子(株主) 加藤雄一ホールディングス株式会社 代表取締役 加藤祐子(株主)
- 3. 訴訟の内容

本訴訟は、加藤氏らが当社に対して、①2019年6月25日に開催された第71期定時株主総会における取締役選任決議の不存在の確認及び取消しを求めるとともに、②同年9月25日に開催された臨時株主総会における決議の不存在の確認、無効及び取消しを求めて提起したものです。請求内容の詳細は以下のとおりです。

①第71 期定時株主総会における取締役選任決議(第2号議案)について 主位的請求として、不存在確認 予備的請求として、取消し

②臨時株主総会における追認決議(第2号議案)について

主位的請求として、不存在確認

予備的請求として、無効確認

予備的請求として、取消し

③臨時株主総会における条件付取締役選任決議(第5号議案)について

主位的請求として、不存在確認

予備的請求として、取消し

これに対して当社は、加藤氏らの請求にはいずれも理由がないとして、訴えの却下又は請求 の棄却を求めていました。

4. 判決

東京地方裁判所の判決は、当社主張のとおり、加藤氏らによる上記請求をいずれも棄却しました。判決の主文は以下のとおりです。

- ① 原告らの請求をいずれも棄却する。
- ② 訴訟費用は、原告らの負担とする。

5. 業績への影響等

本判決による当社業績への影響はありません。

お問合せ先:

株式会社アドバネクス総務部広報IR課

〒114-8581 東京都北区田端 6-1-1 田端アスカタワー

TEL: 03-3822-5865 FAX: 03-3822-5873